

「平成28年度放課後児童支援員， 放課後子供教室教育活動推進員・ 教育活動サポーター一等研修会」

— 行政説明 —

1

広島県教育委員会事務局教育部生涯学習課

I 放課後児童対策について ～放課後子ども総合プラン～

II 指導員の役割について ～安全対策～



オレンジリボンを持った広島県の子ども元気いっぱいキャラクター「イクちゃん」

放課後対策の総合的な推進

平成26年5月28日
産業競争力会議 課題別会合
厚生労働大臣・文部科学大臣 提出資料

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組む

現状

- 共働き家庭などの児童に対し、**放課後に適切な遊び・生活の場を提供する放課後児童クラブを実施**
平成25年には**約89万人が利用**
*登録児童数 平成19年:749,478人 → 平成25年:889,205人 / *クラブ数 平成19年:16,685か所 → 平成25年:21,482か所
- また、平成19年から**放課後子どもプラン（放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に、又は連携して実施）**を開始したが、**十分に進んでいるとは言えない**

■ 放課後児童クラブを希望しても利用できなかった児童が存在

※平成19年:14,029人 / 平成25年:8,689人

■ 保育所と比べると開所時間が短い ※18時を超えて開所しているクラブ:約62%(平成25年) / 保育所:約85%(平成23年)

※平成26年度予算(保育緊急確保事業)に、長時間開所するクラブへの支援のための費用を計上

⇒ **就学児童の放課後の安心・安全な居場所の整備を進め、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況（いわゆる「小1の壁」）を打破する必要**



■ 次代を担う人材の育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要

⇒ **共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるようにする必要**

小1の壁の打破

放課後対策の総合的な推進

次代を担う人材の育成

◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

- 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進
- 放課後児童クラブの拡充
- 放課後子供教室の拡充

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応



政府における放課後対策に関する最近の主な経緯

放課後子どもプランの推進（平成19年度から実施）

放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進

【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、**両事業の指導者研修の合同開催等**

【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室を別々に行うなど**連携が不十分**

新たな「放課後子ども総合プラン」の策定

【平成26年3月19日：経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議】

安倍総理から、「小1の壁」の打破のため、下村文部科学大臣、田村厚生労働大臣が協力し、両省の関連施策の一体運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランの策定を指示。

【平成26年5月22日：安倍総理大臣 一体型施設を視察】

放課後児童クラブと放課後子供室の一体型施設である、横浜市立中丸小学校「放課後キッズクラブ」を視察。

視察終了後、「放課後子どもプランを更に拡充し、5年間で放課後児童クラブの約30万人分の受け皿を確保する」旨発言。

【下村大臣も横浜市の取組を視察（H26.10）】

【平成26年5月28日：産業競争力会議 課題別会合】

～田村厚生労働大臣・下村文部科学大臣より「放課後子ども総合プラン」の策定方針を提示～

【平成26年6月24日：「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦（閣議決定）】

いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて、「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。あわせて、1万か所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を行う。

平成26年7月31日「放課後子ども総合プラン」の策定（地方自治体に両省から通知）

放課後子ども総合プランについて

◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

「小1の壁」を打破するため、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保

次代を担う人材の育成のため、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境を整備

○放課後児童クラブの拡充

- 賃借によるクラブ開設を支援
- 幼稚園等の活用の支援を充実
- 高齢者、主婦等による送迎を支援
- 開所時間の延長を促進
- 女性の活躍の推進等による担い手の確保

○一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進

- モデルケースを地方公共団体に提示
 - ※ 一体型でない場合についても、連携のモデルケースを提示する。
- 一体型の整備の支援を充実

○放課後子供教室の拡充

- 全ての児童を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実
- 大学生、企業OB、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進

次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画に基づき推進
※ 国は、市町村行動計画を策定して整備する市町村に対し、財政支援

学校の余裕教室等を徹底活用
(別紙参照)

■ 放課後児童クラブについて、平成31年度末までに約30万人分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)

■ 全小学校区(約2万か所)で一体的に、又は連携して実施

➢ 約1万か所以上を一体型とする
(約600か所⇒約1万か所以上)

※ 同じ学校内等で、地域のニーズに応じ、毎日又は定期的に、一体的に実施

※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

※ 全小学校区で放課後子供教室を整備(約1万か所⇒約2万か所)

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

※ 必要な予算については、今後平成27年度予算等において要求

サービスの水準・種類に対する多様なニーズに対し、地域の民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせて対応
→ 放課後児童クラブについて、本来事業に加え、高付加価値型のサービスを提供する民間企業の参入 等



一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

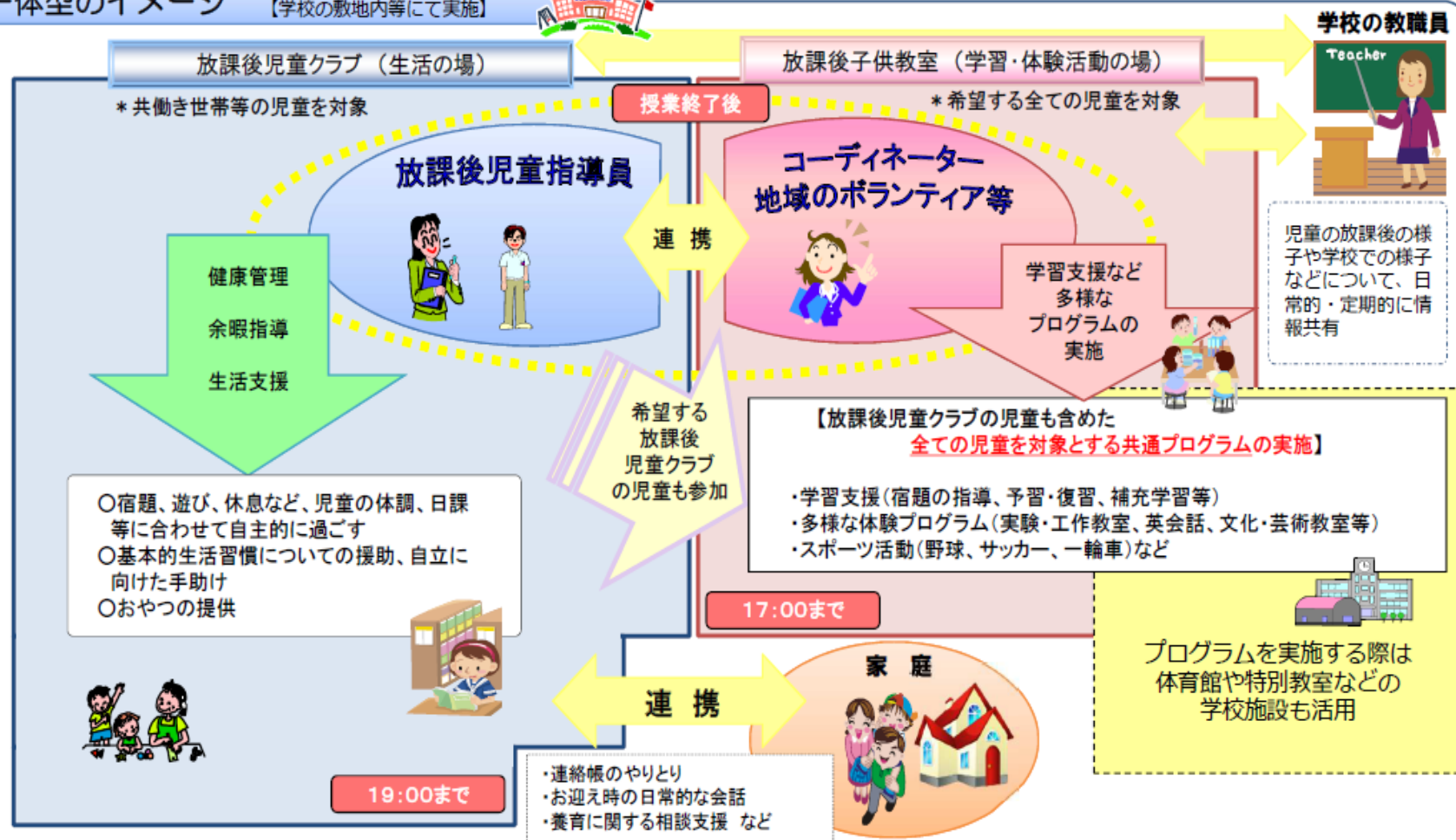
一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
- 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用

一体型のイメージ

【学校の敷地内等にて実施】

※放課後子供教室の開催日数は、各地域の実情等に応じて実施



放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

<主な基準>

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

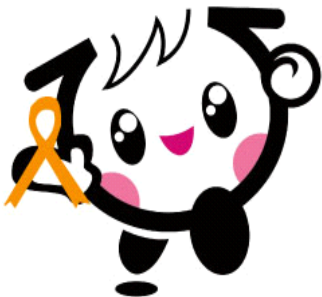
※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

I 放課後児童対策について ～放課後子ども総合プラン～

II 指導員の役割について ～安全対策～



オレンジリボンを持った広島県の子ども元気いっぱいキャラクター「イクちゃん」

放課後児童クラブ運営指針

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。
- おやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

放課後子供教室「安全管理マニュアル」

- 子供の健康管理
- 不審者の侵入対策
- 災害への対策
- その他、交通事故防止等（施設周辺等における危機管理）

放課後子ども総合プランにおける 安全管理方策について

- 「放課後子どもプラン」等の推進における学校と連携した防災・安全体制の整備等について（平成24年3月30日付け事務連絡，文部科学省・厚生労働省発）

→学校との連携・協力体制の強化，安全管理体制の点検・充実 等

- 放課後児童クラブにおける来所・帰宅時の安全確保について（平成24年5月15日付け事務連絡，厚生労働省雇用発）

- 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（放課後子供教室）実施における安全面への配慮について

（平成24年5月17日付け事務連絡，文部科学省発）

→児童の来所・帰宅時における安全確保の再点検 等

- 学校や子どもたちの活動を支援するボランティア等の児童生徒への暴力行為の禁止の徹底について（平成25年2月8日付け，文部科学省発）

→児童への暴力行為は，決して許されない行為である

子育てに悩んだときや、虐待かな？と思ったら、
いつでもご相談ください。

【子どもへの虐待に関する相談】

児童相談所 全国共通ダイヤル ☎0570-064-000 24時間
対応

【電話相談】

子ども何でもダイヤル【広島県】

子育てに関する不安や悩みなど

☎082-255-1181 毎日9時～17時
9:00～17:00

児童家庭支援センターまごころ

こども自身の悩み・心配事・子育ての悩みなど【電話相談あり】

☎0848-24-0556 月～土曜日 9時～18時
9:00～18:00
毎月第1日曜日

子育て・女性健康支援センター

妊娠・出産・子育てなど

☎0823-73-4111 水・木曜日
10:00～16:00

わくわく子育てベビーダイヤル【広島市】

電話で育児に関する質問の受付 ※お電話は広島市内の0570-064-000にかけ、

☎082-247-9123 毎日24時間

子ども虐待ホットライン広島

【子ども虐待ホットライン広島(弁護士、臨床心理士・ケースワーカー等中心の市民団体)】

子どもへの虐待に関する相談

☎082-246-6426 火・水・土曜日 10時～15時
10:00～15:00

【こども家庭センター・児童相談所】

※18歳未満の子どもに関する相談



広島県 西部こども家庭センター

〒734-0093 広島市南区宇品南丁目3-1

☎082-254-0381

広島市・佐伯市・大竹市・尾道市・廿日町
安芸高田市・広島県庁・広島県庁・広島県庁
宮子町・海田町・安芸市・尾道市・大竹市

広島県 東部こども家庭センター

〒728-0438 尾山作瀬戸町山崎291-1

☎084-951-2340

三原市・高橋町・尾道市・尾道市
尾道市・尾道市

広島県 北部こども家庭センター

〒732-0013 三田市十石町南丁目6-1

☎0824-63-5181

三田市 広島市

広島市 児童相談所

〒732-0012 広島市南区民権二丁目15-15

☎082-263-0694

広島市



広島県の子育てポータル

イクちゃんネット

携帯
スマホ
PCに対応

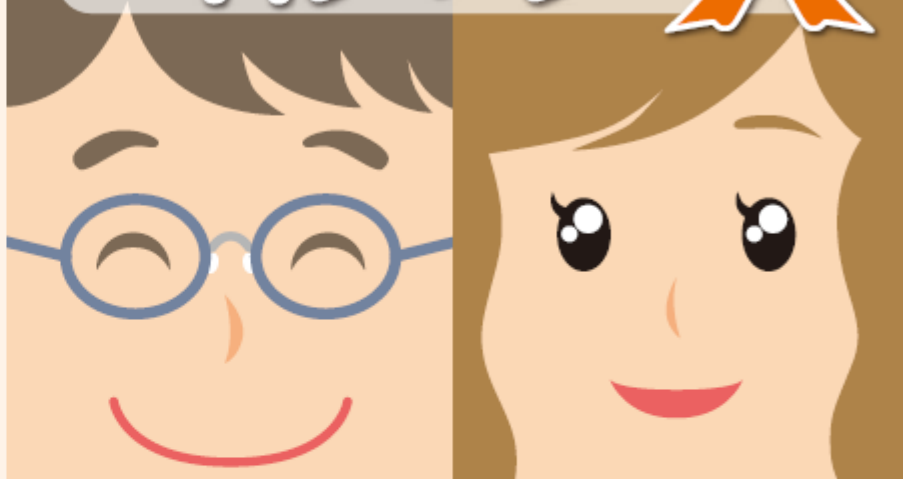
子育てに関する情報が満載のポータルサイト

イクちゃんネット

検索



広島県 児童虐待防止
キャンペーン



お父さん、お母さんが笑顔でいてくれるから、ほくも、わたしも、笑顔になれるんだ。

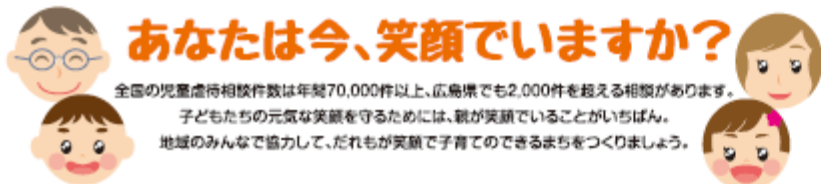


広島県の子育てポータルサイト
4e7a7a7a-「イクちゃん」

広島県

児童虐待防止啓発センター
「メープルカイザー」





あなたは今、笑顔でいますか？

全国の児童虐待相談件数は年間70,000件以上、広島県でも2,000件を超える相談があります。
 子どもたちの元氣な笑顔を守るためには、親が笑顔でいることがいちばん。
 地域のみんで協力して、だれもが笑顔で子育てのできるまちをつくりましょう。

こんなとき、あなたならどうする？

からだや顔に
不自然なアザや
ヤケドがある

汚れた服や
季節に
合わない服を
着ている

親を避けている

小さな子どもを
置いて独りに
外出している

近所との
交流がなく
孤立している

子どもの
悲鳴や泣き声、
叩く音が
よく聞こえる

どうしよう…と迷っていませんか？

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>虐待じゃなかったら</p> <p>虐待ではなかった場合でも、あなたからの相談が苦しんでいる親子を救う可能性があります。迷わず、「気になる子ども」と相談してみてください。</p> | <p>電話したことが知られたら</p> <p>相談した人が特定されるような情報を知らすことは一切ありません。秘密は必ず守られますので、安心してご連絡ください。</p> | <p>すぐ通告する人と怖がられたら</p> <p>虐待は起されていることが多いので、どんな小さな情報でもご相談ください。虐待の危険を未然に防ぐことが、子どもを守ることにつながります。</p> | <p>逆に訴えられたら</p> <p>子どもを守ることが最優先ですので、子ども虐待の通告義務は、法律上、秘密保持義務や情報保護法より優先されています。</p> |
|--|--|--|--|

子どもたちの笑顔のために あなたにもできることがあります。

子育てに悩んだときや、虐待かな？と思ったときは、いつでもご相談ください。
 虐待の悲劇を繰り返さないために児童相談所全国共通ダイヤルがあります。

もしや、まさか、と思ったら、まずお電話ください。

児童相談所全国共通ダイヤル
☎0570-064-000 24時間対応

匿名でも可能です。
 ご連絡された方の秘密は厳守されます。
 お住まいの地域のこども家庭センター・児童相談所にお電話をおこないます。

相談の後はどうなるの？

児童相談所・福祉事務所などの専門機関が連携して情報収集し、それぞれの親子の状況に合わせて支援体制をつくります。

しつけ？ 暴力はふるっていない？ いいえ。心に傷をつけることも「虐待」です。

◆子ども虐待とは…

身体的虐待
 なぐる、ける、やけどを焼わせる、戸外に締め出す、意図的に病気にさせるなど。

**ネグレクト
 養育放棄・怠慢**
 食事を与えない、ひどく不潔にする、適切な医療を受けさせない、家や自動車に置き去りにするなど。

性的虐待
 子どもへの性的行為、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど。

心理的虐待
 言葉による脅し、拒否的な態度を続ける、兄弟姉妹間の差別的態度、子どもの前でのDVなど。

虐待は子どもの心と体の成長、人格形成に深刻な影響を与えます。

子ども虐待の防止と早期発見には、地域ネットワークのコミュニケーションがととても重要です。
 あなたもその一員として、子どもたちを見守ってください。

